

第31回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和6年9月19日（木）13時30分～14時10分
- 2 場 所 久慈市役所 大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積計画について
協議事項(1) 久慈農業振興地域整備計画の変更について
報告事項(1) 農用地改良等届出書の提出について
報告事項(2) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(3) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 20名(別添名簿のとおり)
- 事務局 事務局長 古 山 誠
農地係長 大 道 学
主任 下 野 優 貴
農政課 農政係長 宇 部 泰 洋

第31回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	
3	米澤 豊	
4	木村晴子	○
5	田村英寛	
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	
9	上村信志	○
10	高倉道夫	
11	宇部文人	○
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	
14	柿木 敏由貴	○
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	○
大川目	切 金 伸 広	
夏井	中川原 広 志	
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 舘 靖	
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	

5 会議の概要

	発言主旨
13:30 開会 事務局長	ただ今から、令和6年度第31回久慈市農業委員会会議を開催いたします。開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	本日の欠席通告委員を報告します。2番三上委員、3番米澤委員、5番田村委員、8番小倉委員、10番高倉委員、13番大鹿糠委員、切金推進委員、中川原推進委員、下館靖推進委員、類瀬推進委員より欠席報告がありました。久慈市農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事について、宇部会長にお願いいたします。
会長	これより議事に入ります。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、議事録署名委員に、7番中塚委員、9番上村委員を指名します。書記には事務局職員の大道係長を指名いたします。 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可についてを議題とします。事務局の説明を願います。
下野主任	議案第1号農地法第3条の規定による許可についてご説明します。 付議番号1、土地の表示、譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りです。譲渡人が高齢により、農地の管理が困難であることから、知人であり、畑を営んでいる譲受人へ売り渡し、畑として野菜を栽培するとのことです。売買額は〇〇万円と伺っております。 続きまして、付議番号2、土地の表示、譲渡人、譲受人はそれぞれ記載の通りです。申請地は親からの相続により譲り受けられた土地ですが、現在遠方に住んでいるため管理ができず、申請地の近隣在住の兄弟へ贈与し野菜を栽培するものです。 続きまして、付議番号3、土地の表示、譲渡人、譲受人は、それぞれ記載の通りです。申請地は、譲受人の居宅に隣接しており、譲受人が耕作を行いたいとのことで、譲渡人に打診し、売買により譲り渡し、野菜を栽培するとのことです。売買額は〇〇万円と伺っており、額が高額であることから申請者へ事情を確認したところ、双方の協議によって決め

	発言主旨
	<p>られた額であり、また将来的に農地転用をする予定もないとの事です。続きまして、付議番号4、土地の表示、譲渡人、譲受人はそれぞれ記載の通りです。譲受人は、近年、久慈市内にて新規に就農した方であり、申請地について賃貸借契約を結び、畑としてハウレンソウやピーマン、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。賃貸借期間は10年であり、賃借料は年額〇〇円と伺っております。申請地は、8月に同じ譲受人より申請のあった場所で隣接地であり、今回追加で農地を借り受ける運びとなったため、申請に至ったとのことです。以上で議案第1号の説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第1号について、事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査委員からの報告をお願いします。現地調査委員が欠席だそうですので、局長から説明させていただきます。</p>
事務局長	<p>議案第1号の付議番号の1から3まで、現地調査に立ち会っていただきました。調査員が、本日欠席ですので、私からお伝えします。</p> <p>付議番号1番は、住宅地図をご覧ください。〇〇に隣接している土地です。現況は、雑草とか灌木が生えている状態ではありますが、耕作するために改良すれば、耕作は可能な状態です。現地調査の最中に譲受人が来ていまして、耕作する意思を述べられていました。</p> <p>次に付議番号2番の位置は、国道45号の〇〇を過ぎて、〇〇交差点から東方面に500mほど行った付近です。田村委員からの状況報告ですが、こちらは昨年度まで牧場地として、貸して使用していました。雑草は生えていますが、耕作可能な状態です。こちらも譲受人が現地調査に来てくれまして、耕作への意思を確認できたということで問題はないと言っておりました。</p> <p>次に、付議番号3ですが、〇〇センターから、150mほど北東に位置している場所にあります。草は刈り取られた状態で、耕作を準備しているような状態ですので、問題ないということです。以上です。</p>
会長	<p>付議番号4番について、岸里推進委員、お願いします。</p>
岸里推進委員	<p>9月12日、事務局2名と現地を確認しました。場所は、〇〇に向かって〇〇郵便局の手前300mぐらいのところですが、この場所、地籍図の〇-〇が先月も申請がありましたが、隣接の〇-〇を今回申請したということです。草は生えていますが、問題ないと見てきました。以上です。</p>

	発言主旨
会長	事務局の説明と、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑を許します。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	付議番号 1、譲受人は本当に農業やるんでしょうか。この方は会社の経営者で、様々な会社を持っていますが、具体的にどのようなものを植えることになっているのか計画を教えてください。
会長	事務局説明願います。
下野主任	先ほど局長から説明があった通り、現地確認をしている最中に、譲受人本人が、通りかかって、お話を伺いました。譲受人は、この申請地の付近にも畑を持っていて、野菜育てているので、申請地も、今、生えている草等を全部刈り、耕起して、野菜を育てると伺っておりました。計画書には具体的な野菜は、記されてはいませんが、野菜を栽培するという事で提出されております。
会長	質疑を打ち切り採決します。 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見がなしとして決定しました。 議案第 2 号は城内推進委員の申請ですので退席願います。 (城内推進委員 退室) 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可についてを議題とします。 事務局の説明を願います。
下野主任	それでは、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可についてご説明します。城内推進委員関連の案件のため付議番号 1 で区切らせていただきます。 付議番号 1、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。譲受人事務所の駐車場として、売買により転用するものです。申請地は、久慈市都市計画区域内の農地であり、事務所に隣接しており利便性がよく、周囲に駐車場として利用できる土地がないことや所有者が今後農地として利用する予定がなく、転用による周辺農地への影響もないことから

	発言主旨
	<p>現地を選定したとのことです。売買額は〇〇万円と伺っております。地籍図の〇-〇が、譲受人の事務所となっております。付議番号 1 の説明を終わります。</p>
会長	<p>付議番号 1 について、現地調査員からの報告をお願いします。木村委員、お願いします。</p>
木村委員	<p>9月17日、事務局2名、長内推進委員、私の4名で現地調査に行ってきました。付議番号1番ですが、〇〇公民館近くの〇〇の事務所に隣接した土地です。草など刈って、管理されている土地です。ただ、農地として使うには狭く、管理機がやっと入る程度であり、農地として今後使う予定もないので、何ら問題ないものと見てきました。</p>
会長	<p>付議番号1番について、質疑を許します。ありませんか。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。議案第1号付議番号1は特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) それでは、特に意見がないものとして決しました。 城内推進委員、入室をお願いします。 (城内推進委員 入室) 付議番号2番と3番について、事務局の説明を願います。</p>
下野主任	<p>それでは、議案第2号についてご説明します。 付議番号2、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。自己住宅建築のため転用するものです。現在、貸家に住んでいることから、自己住宅の建築を検討しており、近隣に保育園があり、今後の子育てに適していることや、ハザードマップによる津波浸水想定区域の外であること、そして、所有者が今後農地として利用する予定がなく、建築による周辺農地への影響もないことから、現地を選定したとのことです。売買額は〇〇万円と伺っております。 続きまして、付議番号3、土地の表示、譲渡人、譲受人は記載の通りです。譲受人の事業所用の駐車場として、賃貸借契約により転用するものです。現地は都市計画区域内の農地であり、譲受人の事業所に隣接しており、駐車場として利用することに適していること。また、所有者が今後耕作する予定がないことから選定したものです。賃借料は月額〇〇万円と伺っております。以上で議案第2号の説明を終わります。</p>

	発言主旨
会長	事務局の説明が終わりました。現地調査員からの報告をお願いします。木村委員、お願いします。
木村委員	付議番号 2 番、場所は〇〇保育園を大川目方面に 500m ほど行ったところ。管理されている土地ですが、崖になっている部分もあり、トラクターも入らないような土地なので、農地として使うにはちょっと狭いです。持ち主が今後耕作する予定はないというものなので、やむを得ないと見てきました。 付議番号 3 番、場所は〇〇にある〇〇の事務所の隣接地です。割と広い土地ですが、周りが住宅地になっていて、農業していくには難しいような土地でもあると思いました。その一部分を〇〇の駐車場として使いたいということなので、問題ないとして見てきました。
会長	議案第 2 号付議番号 2 と 3 について、質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見がないものとして決しました。 次に、議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
下野主任	それでは、議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてご説明します。付議番号 1、土地の表示、願出人は記載の通りです。先代によって、昭和 63 年に居宅が建築されましたが、今回、土地境界測量したところ、敷地として使っていた一部が、隣接する畑にかかっていることが判明したため、その部分について分筆し、現況に合わせたいとのこと。地籍図〇-〇が、願出人の居宅です。 続きまして、付議番号 2、土地の表示、願出人は記載の通りです。先代において、平成 5 年に宅地の敷地境界に沿って、コンクリート擁壁を設置しておりましたが、後に隣地を跨いで設置されていたことがわかり、その部分について分筆を行っておりましたが、農地法について不知であったことから、そのままとなり、相続を受けた後、土地について調査を行ったところ、地目が畑となっていたことがわかったとのこと。以上で議案第 3 号の説明を終わります。
会長	議案第 3 号について事務局の説明が終わりました。現地調査委員から

	発言主旨
長内推進委員	<p>の報告を願います。長内推進委員、お願いします。</p> <p>9月17日、木村委員と事務局2名、私と4名で現地を見てきましたので、報告します。場所は〇〇センターの近くになります。現地は、地籍図の〇-〇に建っている住宅の庭の一部として使っていました。農地として使わなくなって、31年以上経っていることから、何ら問題ないものと見て参りました。</p> <p>付議番号2番ですが、場所は位置図には載っておりませんが、〇〇学校と〇〇学校の中間あたりに位置します。現地は、地籍図の〇番と申請地の間に高さ1mぐらいのコンクリート擁壁が打っており、擁壁に沿って、土間もコンクリートで仕上がっており、農地として再生することは無理であると見て参りました。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
会長	<p>議案第3号農地法の適用外証明願いについて、事務局の説明と現地調査委員からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第3号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>特に意見がないということで決しました。</p> <p>次に、議案第4号農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を願います。</p>
下野主任	<p>それでは、議案第4号農用地利用集積計画についてご説明します。令和6年度農地利用集積計画書が別紙の通り提出されたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の意見を求めるとなっております。21ページ、一番上の表、所有権の移転関係各筆明細につきまして、所有権を移転する方、移転を受ける方は記載の通りです。番号14の1、14の2及び15番につきまして、3筆の畑について、農地中間管理機構より借り受け、牧草地として利用するものであります。16番につきましては、1筆の畑について、地権者の要望を受け、農地中間管理機構が借り受けるものとなっております。売買の手続きについては、今後進めていくこととなります。続きまして、その下の表、利用権設定関係各筆明細につきまして、利用権の設定を受ける方、設定する方は記載の通りです。全部で3筆の畑及び10筆の田について、農地中間管理機構を通しまして借り受けるものです。借受人は、採草地放牧地として利用するとのことで伺っております。以上で議案第4号の</p>

	発言主旨
	説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 特に意見なしと決定させていただきます。 次に、協議事項 (1) 久慈農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。農政課宇部係長、説明をお願いします。
農政課宇部係長	それでは、久慈農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。今回の変更では、1 件の農用地区域除外申請があったことから、農業委員及び農地利用最適化推進委員の意見を求めるため、本会議に協議事項として提出しております。初めに 1 ページの農用地利用計画の変更概要について説明します。今回の変更では、農用地区域のうち畑の面積が減となっております。なお、今回は減少する面積が小さいため、マイナス表示で 0.0ha と表示されておりますが、53 m ² の減となっております。2 ページの変更の内訳ですが、駐車場整備として、畑を 53 m ² の減となっております。3 ページ、農用地区域除外一覧をご覧ください。1、農用地区域からの除外一覧において、記載されている番号 1、宇部町第〇地割〇番〇が今回の駐車場整備による除外の対象となる農地です。申請内容ですが宇部町の〇〇集落の入口付近が今回の申請箇所です。8 ページは詳細農用地利用計画図となっております。図の上部を左右に横切る道路が国道 45 号であり、右側中央に位置する白い建物が〇〇です。赤線で囲んだ箇所が今回の申請箇所となり、その申請箇所と接している道路が市道〇〇線となっております。5 ページは事業計画概要書となっております。1 の事業計画では、駐車場を計画しております。事業計画地のうち、農用地区域に該当するのは、宇部町第〇地割〇番〇で、所有者は〇〇〇〇さんで計画面積及び農用地区域面積は、ともに 53 m ² で、地目は畑です。6 ページは、農用地区域からの除外に関する検討表となっております。1 の (1) の必要性ですが、事業計画者が駐車場として当該土地を整備するものであります。接道の状況、土地の形状や実情、周辺農地等への影響などを考慮し、決定したものです。2 では周辺部の状況を示しております。現況は休耕地となり、東側は市道、南側は畑、西側は住宅地、北側は工場駐車場に接する集落介在地となっております。また、周辺農地への支障や、農地の分断は生じていないものであります。3 では、農用地の利用集積に対する支障の有無について示し

	発言主旨
	ております。対象農地は、認定農業者の所有地、耕作地ではないこと、農用地利用集積計画の対象農地となっていないため影響はないことを確認しております。4では、土地改良区、施設への機能に支障がないかを示しております。事業計画地に接する土地改良施設はないため、機能に支障をきたすことはないことを土地改良区から回答をいただいております。その他、詳細の方は資料の方ご覧をいただければと思います。現状としては小さい面積の箇所、完全に休耕となっております。12 ページ等に現況の写真があるのでこちらもご覧いただければと思います。以上で説明を終わります。
会長	農政課からの説明が終わりました。質疑を許します。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	6 ページで土地改良区から支障がないという回答を得ているという説明ですけど、宇部町には土地改良区がないのではないですか。お聞かせください。
農政課宇部係長	農用地の変更の際には、農業委員会、農協、市内にある改良区の3機関へ意見照会をするということに法律上なっております。今回の場合は久慈土地改良区がこれに該当するもので、事前に意見照会として内容を見ていただき、計画地には改良区の施設とは全くないことを確認しているものとなっております。以上です。
会長	他にございませんか。 (「なし」の声) 特にございませんね。質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。 次に、報告事項(1)農地改良等届出書の提出についてを議題といたします。事務局の説明を願います。
下野主任	報告事項(1)農地改良等届出書の提出がありましたのでご報告します。 1、土地の表示、申請人は記載の通りです。届出事由は、畑のかさ上げをするものです。完了予定日は令和7年9月30日です。盛土は工事発生土、表土は黒土、作付品目は野菜類となっております。次に、2、土地の表示、申請人は記載の通りです。届出事由は、田を畑に転換するものです。完了予定日は令和6年11月30日、盛土・表土ともに砂質土、作付品目はじゃがいも等となっております。以上で報告事項(1)の説明

	発言主旨
	を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。 次に報告事項(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
下野主任	報告事項(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたのでご報告します。土地の表示、届出人は記載の通りです。全部で8件あり、届出事由はすべて相続によるものです。以上で報告事項(2)の説明を終わります。
会長	報告事項(2)は相続ですから、よろしいですね。次に進ませていただきます。報告事項(3)会務報告、局長、説明をお願いします。
事務局長	(会務報告 令和6年8月24日～令和6年9月19日)
会長	報告事項(3)ですが、何か質問ございますか。ないようですので、次に進ませていただきます。(4)その他でございますが、皆さんから何かございましたらお願いします。 (新井野委員 挙手) 新井野委員。
新井野委員	遊休農地解消事業の田んぼの稲刈りが終了して、現在乾燥作業中です。おそらく、550 kgぐらいの収量があったと見ております。品質は、まだわからないですが、多分大丈夫だと思います。後程、摺り終わりましたら、皆さんにお配りしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。
会長	以上で、第31回久慈市農業委員会議を終ります。
14時10分閉会	